

公務中のサングラス着用について

当消防本部では、公務中におけるサングラスの着用を令和8年3月1日から認めることとなりましたので、お知らせいたします。

なお、詳細につきましては、下記のとおりです。

記

1 目的

車両の運転時、災害現場や訓練時などの活動の際に、日差しや太陽光の反射などによる眩しさから視界を確保し、危険要因の見落としなどのリスクを防ぐことや、紫外線による目への負担を軽減することを目的とする。

2 着用開始日

令和8年3月1日